

◎新潟県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年7月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字来海沢字広田 1829 番 1 から 同市大字来海沢字広田4066番まで	新	7.4～22.5メートル	539.2メートル
	旧	(A) 7.4～22.5メートル	539.2メートル
		(B) 4.0～20.0メートル	564.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。